

公益社団法人自動車技術会 支部運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会組織運営規則（以下、「組織運営規則」という。）第5条の規定に基づき、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第2条 支部は、定款第5条に掲げる事業のうち、次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究
- (2) 研究発表会及び学術講演会等の開催
- (3) 学術誌及び学術図書の刊行
- (4) 人材の育成
- (5) 関連機関、団体等との提携及び交流
- (6) 支部活動功労者の表彰
- (7) その他定款第4条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、組織運営規則第2条に定める当該支部の地域内で行うものとする。

3 前項の定めにかかわらず、他の支部と共催又は協賛で事業を実施する場合はこの限りでない。

第3章 会員

(会員)

第3条 支部の会員は、組織運営規則第4条による。

第4章 支部役員

(支部役員の設定)

第4条 公正かつ適切な支部事業の推進を図るため、支部長は、次の支部役員を置くことができる。

- (1) 支部顧問
- (2) 支部理事
- (3) 支部監査役
- (4) 支部常任幹事
- (5) 支部幹事

(支部役員を選任)

第5条 前条の支部役員は、支部長が当該支部に所属する正会員の中から選任する。

(支部役員の職務)

第6条 支部役員は、支部長の指示及び監督のもと、公益社団法人自動車技術会理事会（以下、「理事会」という。）で議決された事業計画及び収支予算に基づき、支部事業を推進する。

(支部規約への定め)

第7条 第4条及び第5条に基づき、支部長が支部役員を選任した場合、支部役員の名称ごとにその職務について、支部規約に定めなければならない。

第5章 会計

(支部活動費)

第8条 支部の活動に要する費用は、会員数に応じて支給される支部活動費、市民向け事業又は周年事業等に支給される支部特別活動費並びに支部事業収入により賄うものとする。

2 前項の支部活動費及び支部特別活動費の支給基準は、支部運営規則処理基準に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 支部の事業計画及び収支予算は、理事会が定めた期日までに、支部長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第10条 支部の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事会が定めた期日までに、支部長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(謝金及び旅費交通費)

第11条 支部事業を実施するために謝金又は旅費交通費を支払う場合の支払額は、公益社団法人自動車技術会謝金規則（以下、「謝金規則」という。）又は公益社団法人自動車技術会委員等国内旅費規則（以下、「委員等国内旅費規則」という。）に定める額とする。

(会計処理)

第12条 支部の会計処理は、公益社団法人自動車技術会経理規則及び支部会計処理基準による。

第6章 委員会等

(設置等)

第13条 支部長は、第2条に掲げる事業を推進するため、若しくは支部運営のため、委員会、支部役員会及び審議会等（以下、「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

(議事録等)

第14条 前条により委員会等を設置した場合は、委員会等の議事録を作成しなければならない。

第7章 支部規約

(制定)

第15条 支部は、第2条に定める事業を推進するため、並びに公正な支部運営を図るため、支部規約を制定しなければならない。

(支部規則の制定)

第16条 支部長は、支部事業推進のため、又は公正・適切な支部運営を図るため、支部規則を制定することができる。

第8章 補則

(処理基準)

第17条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃については、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011 年 4 月 1 日登記)